

藤岡市農業委員会
令和5年第6回
定例会議事録

令和5年6月5日招集

令和5年藤岡市農業委員会第6回定例会議事録

令和5年6月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和5年藤岡市農業委員会第6回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第 33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 34号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 35号 農地中間管理事業の推進に関する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画について

議案第 36号 農業委員会の適正な事務実施について

報告第 11号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 12号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (13名)

1番 秋山 幸夫	2番 宮澤 一夫	3番 清水 文江	4番 浦部 隆
5番 浅見 健司	6番 折茂 新一	8番 関根 隆雄	9番 折茂 高弘
10番 金澤 貞夫	11番 岩下 次夫	12番 茂木 由子	13番 山口 暁
14番 福田 俊太郎			

[出席農地利用最適化推進委員] (4名)

2番 高橋 茂男	5番 渡邊 義晴	8番 松原 甚太郎	11番 麻生 浩一
----------	----------	-----------	-----------

[事務局]

事務局 長	横田 道明	事務局 次長	真下 和弘
係 長	春山 崇	係 長 代理	牧 眸美
係 長 代理	笠原 諒亮		

(開会13時30分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和5年第6回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。1班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長

それでは、ただ今より、令和5年第6回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。13番山口委員14番福田委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について、以上2議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この2議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時34分)

(再開14時19分)

議長

休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長

報告いたします。議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は、中のTさんが、農業経営を開始するため、中の農地1筆、面積は544㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書11ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号2番は三波川のKさんが、農業経営の規模拡大を図るため、三波川の農地2筆、面積は1,830㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書11ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第33号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第33号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第33号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 33 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 33 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 33 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番の 1 件です。整理番号 3 番は、矢場の A さんが、農業経営の規模拡大を図るため、農地 1 筆、面積は 1,099 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 12 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 33 号整理番号 3 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 33 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 33 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、議案第 34 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 34 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。整理番号 1 番は、市外の法人が、森の農地を賃貸借で借り受け、ガスパイプライン工事に伴う露天資材置場用地として一時転用するもので、農地 2 筆、面積は 946.69 m²、農地区分は農振ですが、一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、浄法寺の O さんが浄法寺の農地を贈与で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 200 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 34 号整理番号 1 番と 2 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 34 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 34 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 34 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 34 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして 2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 34 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番から 5 番の 3 件です。整理番号 3 番は、藤岡の Y さんが藤岡の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので農地 1 筆、面積は 415 m²、農地区分は 2 種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は、篠塚の T さんが、篠塚の農地を遺贈で取得し、道路用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 169 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は、篠塚の T さんが篠塚の農地を遺贈で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 265 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 34 号整理番号 3 番から 5 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 34 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 34 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に、整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 34 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 34 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に、整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 34 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 34 号整理番号 5 番は許可と決定します。続きまして、議案第 35 号農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 35 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 35 号農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 35 号農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 36 号農業委員会の適正な事務実施について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 36 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら願います。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 36 号農業委員会の適正な事務実施について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 36 号農業委員会の適正な事務実施について、原案のとおり決定します。続きまして、報告第 11 号・12 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、報告第 11 号・12 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら願います。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、以上で報告を終わります。続きまして、令和 5 年 第 1 回定例会において継続審議（保留）になりました、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請、整理番号 1 番、また、令和 5 年 第 2 回定例会において継続審議（保留）になりました、議案第 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請、整理番号 1 番及び議案第 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請、整理番号 8 番、令和 5 年 第 5 回定例会において継続審議（保留）になりました、議案第 28 号農地法第 3 条の規定による許可申請、整理番号 6 番の案件について、関連がございますので一括して事務局より説明をお願いします。

(説明終了)

議長 事務局の説明が終わりました。ただ今より休憩いたします。

(休憩 14 時 37 分)

(再開 15 時 42 分)

議長 休憩をといて会議を再開します。事務局より説明がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。令和 5 年 第 1 回定例会、議案第 2 号、整理番号 1 番、令和 5 年 第 2 回定例会 議案第 6 号、整理番号 1 番、令和 5 年 第 2 回定例会 議案第 7 号整理番号 8 番、令和 5 年 第 5 回定例会 議案第 28 号整理番号 6 番については、過去に許可を受けた農地の有効活用を求め、その履行を、会長、職務代理、各班班長で確認することを条件に、条件付き許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、確認後、許可することに決定します。以上をもちまして、令和 5 年 第 6 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 15 時 43 分)